

富山市斎場再整備事業 特定事業の選定

富山市斎場再整備事業 特定事業の選定について

富山市（以下「本市」という。）は、平成30年4月27日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第5条第3項の規定により、富山市斎場再整備事業に関する実施方針を公表した。今般、法第7条の規定により、富山市斎場再整備事業を特定事業として選定したので、法第11条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成30年7月9日

富山市長 森 雅志

1 事業の概要

(1) 事業名称

富山市斎場再整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が以下の業務を実施するものとする。

- ① 施設整備業務
- ② 維持管理業務
- ③ 運營業務
- ④ 現斎場の解体撤去業務

(3) 事業方式

本事業は、法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が新斎場を整備し、新斎場の所有権を本市に移管した後、新斎場の維持管理、運營業務を行い、また、現斎場の解体撤去業務を行う（BT0 : Build Transfer Operate）方式により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 53 年（2041 年）3 月末日までとする。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

- ① 事業予定地：富山市西番 135 番地（現富山市斎場敷地）
- ② 敷地面積：14,474.84 m²

2 事業の評価

本市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

1) 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備等費（事前調査費、設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品費、予約システム整備費等） ② 解体撤去費 ③ 維持管理費 ④ 運営費 ⑤ 地方債の償還に要する費用 ⑥ その他費用(保険料等) 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスの対価（事前調査費、設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品費、予約システム整備費、解体撤去費、維持管理費、運営費、割賦手数料、開業前経費、融資組成手数料等） ② アドバイザー費用 ③ 地方債の償還に要する費用 ④ 事業者からの税込（市税）調整 ⑤ その他費用（保険料等）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ①事業期間：約 22 年 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備期間：2 年 5 か月・解体撤去期間：7 か月 ・維持管理・運営期間：19 年 7 か月 ②割引率：2.0% ③インフレ率：考慮しない 	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 20 年（元本据置 3 年を含む） ・元利均等償還（年 2 回） ・調達金利は、調達実績をもとに設定 ②一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ①地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・本市が自ら実施する場合と同一条件 ②一般財源 ③事業者の自己資金 ④民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 19 年 ・元利均等償還（年 2 回） ・調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる基準に設定
施設整備費、解体・撤去等に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理、運営費に関する費用	現斎場の実績及び他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

2) 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりである。

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	5,367 百万円	5,262 百万円
指数	100.0	98.0

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

1) 事業運営の効率化及び市民サービスの向上

施設整備及び維持管理・運営を一体的に事業者が実施することにより、維持管理運営がしやすい効率的かつ機能的な施設整備がなされ、さらには複数業務を包括的に実施することにより、効率的な維持管理・運営が期待できる。

また、維持管理・運営期間を通じ、事業者のノウハウや創意工夫を活かしたサービスの提供、適時の補修等の実施、業務改善の実施、セルフモニタリングの実施が継続的に行われ、業務全体の最適化が図られることによって市民サービスの向上が期待できる。

2) 財政支出の平準化

本市が自ら実施する場合は、施設整備段階で一時に多額の財政負担が発生するが、これに対して、PFI 事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として長期にわたる維持管理・運営期間を通じて事業者へ一定額ずつ支払うこととなるため、施設整備等に係る本市の財政支出の平準化が期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 方式で本事業を実施する場合、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを負担するという考え方にに基づき、市と民間事業者で事業リスクを分担することを基本とする。

あらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にし、事業契約に定めることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(3) 総合評価

本事業は PFI 事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約 2% の削減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本市から事業者に移転するリスクの削減効果については定量化していないが、これを勘案すると、さらなる VFM (Value For Money) の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。